

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和 2 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	作物統計調査	2
	建築着工統計調査	5
	農林業センサス	7
	全国家計構造調査	9
	自動車輸送統計調査	11
2	一般統計調査の承認	15
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	16
	(2) 変更	18

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）<sup>（注1）</sup>→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）<sup>（注2）</sup>→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）<sup>（注3）</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

## 1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R2. 2. 7	作物統計調査	農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部 課 生 産 流 通 消 費 統 計
R2. 2. 7	建築着工統計調査	国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 情 報 政 策 課 室 建 設 経 済 統 計 調 査 室
R2. 2. 18	農林業センサス	農 林 水 産 省 大 臣 官 房 統 計 部 課 室 経 営 ・ 構 造 統 計 課 室 セ ン サ ス 統 計
R2. 2. 20	全国家計構造調査	総 務 省 統 計 局 統 計 調 査 部 課 消 費 統 計
R2. 2. 21	自動車輸送統計調査	国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 情 報 政 策 課 室 交 通 経 済 統 計 調 査 室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

<b>【調査名】</b>	<b>作物統計調査</b>
承認年月日	令和2年2月7日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課
目的	作物統計（基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施していたが、昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。</p> <p>平成14年には、①関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、②調査対象品目の選定基準の策定、③調査票の統廃合、OCR化等を実施した。</p> <p>平成17年には、①作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、②てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。</p> <p>平成19年には、①かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、②耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、③水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。</p> <p>新統計法の施行に伴い、平成21年4月からは基幹統計調査に移行したが、平成29年調査からは、調査対象にそば及びなたねを追加するほか、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期の変更等を行った。</p> <p>平成31年調査からは、作物の種類別に共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積について調査する「共済減収調査」の中止等の変更を行った。</p>
調査票の構成	1－耕地面積調査 2－作付面積調査（水稲） 2－作付面積調査（水稲以外） 3－作柄概況調査票 4－予想収穫量調査 5－収穫量調査（水稲） 5－収穫量調査（水稲以外） 6－被害応急調査
公表	インターネット及び印刷物（耕地面積調査：10月下旬、作付面積調査：[水稲]9月下旬等、作付面積調査[水稲以外]当該作物の調査のおおむね2か月後、作柄概況調査：7月下旬、8月下旬及び9月下旬、予想収穫量調査：10月下旬、収穫量調査：当該作物の調査のおおむね2か月後、被害応急調査：原則四半期ごと及び天災融資法発動の際）
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2 承認内容は、①水稲作況調査の標本筆の数の削減、②荒茶工場の抽出方法の調査計画上への明記、③「玄米選別形態」を把握する調査項目の選択記入方式への変更、④調査項目（「再選別後の段別重量測定」）の追加、⑤電子メールによる調査票提出方法の追加、⑥水稲作柄概況調査の調査方法等の変更、⑦調査結果の公表期日の変更</p>
<b>調査票－1</b>	<b>耕地面積調査</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）（以下この調査において「地方農政局等」という。）の職員又は調査員
調査周期	1年

実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	耕地の田畑別面積、耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積
<b>調査票－2</b>	<b>作付面積調査（水稻）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約4万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月上旬～7月下旬
調査事項	水稻の作付面積
<b>調査票－2</b>	<b>作付面積調査（水稻以外の作物）</b>
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	農業協同組合、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体（以下この調査において「関係団体等」という。）
客体数／母集団数	約5,500
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	作物により、毎年7月15日現在、毎年9月1日現在又は収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等－報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	農林水産省大臣官房統計部長（以下この調査において「統計部長」という。）が定める時期
調査事項	作物の種類別作付面積
<b>調査票－3</b>	<b>作柄概況調査</b>
対象範囲（地域）	水稻について農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・収集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年7月15日現在、毎年8月15日現在及びもみ数確定期
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	年3回
実施期間又は提出期限	【7月15日現在調査】毎年7月上旬～7月中旬、【8月15日現在調査】毎年8月上旬～8月中旬、【もみ数確定期調査】統計部長が定める調査期日に対応して実施
調査事項	水稻の時期別の作柄概況
<b>調査票－4</b>	<b>予想収穫量調査</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出

配布・取集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	毎年10月15日現在
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年10月上旬～10月中旬
調査事項	水稻の予想収穫量
<b>調査票－5</b>	<b>収穫量調査（水稻）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	圃場
客体数／母集団数	約1万単位区／約290万単位区
選定方法	無作為抽出
配布・取集	なし（職員又は調査員による実測調査）
把握時	収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員又は調査員
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	収穫期
調査事項	水稻の収穫量（その災害種類別の被害量を含む。）
<b>調査票－5</b>	<b>収穫量調査（水稻以外の作物）</b>
対象範囲（地域）	農林水産大臣が定める基準に合致する種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域
対象範囲（属性）	関係団体等、農林業経営体
客体数／母集団数	【関係団体等】約6,600／約10,700、【農林業経営体】約69,000／約370,000
選定方法	全数・無作為抽出
母集団情報	【関係団体】作付面積調査郵送調査対象一覧表、果樹調査集出荷団体等名簿、野菜調査集出荷団体等名簿、花き調査集出荷団体等名簿、荒茶工場母集団一覧表、てんさい調査対象一覧表、さとうきび調査対象一覧表、【農林業経営体】2015年農林業センサス
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	作物ごとの収穫期
調査組織	農林水産省－地方農政局等－報告者
調査周期	1年（品目によっては、3年又は6年ごとに全国調査を行い、その中間年は主産県調査を行う。）
実施期間又は提出期限	統計部長が定める時期
調査事項	作物の種類別収穫量（果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。）
<b>調査票－6</b>	<b>被害応急調査</b>
対象範囲（地域）	作物について重大な災害等が発生したと認められる地域
対象範囲（属性）	圃場
選定方法	有意抽出
配布・取集	なし（職員による実測調査）
把握時	作物に重大な被害が発生したとき
調査組織	農林水産省－地方農政局等の職員
調査周期	随時
実施期間又は提出期限	作物に重大な被害が発生したとき
調査事項	災害等を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量



<b>【調査名】</b>	<b>建築着工統計調査</b>
承認年月日	令和2年2月7日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室
目的	全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	本調査は、昭和25年4月から旧統計法に基づく指定統計調査として調査が開始され、平成21年の新統計法の全面施行以降、基幹統計調査として調査を実施している。
調査票の構成	1-建築物着工統計調査票 2-住宅着工統計調査票 3-建築工事費調査票
公表	インターネット（e-Stat 及び国土交通省ホームページ）及び印刷物（建築統計年報のみ） （建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査：調査実施月の翌月末日、建築工事費調査：調査実施年の翌年9月末日。なお、建築統計年報による公表の期日は、翌年9月末日）
備考	1 今回の承認は、承認と同時に効力が生ずるもの。ただし、補正調査を建築工事費調査に改めることに係る変更部分については、「調査結果の公表の方法及び期日」に規定されるものを除き、令和3年1月分の調査から効力が生ずるもの 2 主な承認内容は、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は集計事項の一部を変更。建築工事費調査は、補正調査から名称を変更するなど、調査計画を全面的に変更
<b>調査票 - 1</b>	<b>建築物着工統計調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（以下「建築工事届」という。）に係る建築物
客体数／母集団数	約60万棟（調査票1及び2の合計）
選定方法	全数
母集団情報	建築工事届に係る建築物の情報
配布・取集	都道府県調査
把握時	都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、同法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付した日）
調査組織	国土交通省一都道府県一報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日
調査事項	1. 着工予定日、2. 工事の予定期間、3. 敷地の位置、4. 建築主、5. 工事種別、6. 構造、7. 建築物の用途、8. 建築物の数、9. 新築の場合における階数（地上の階数、地下の階数の別）、10. 新築工事の場合における敷地面積、11. 床面積の合計、12. 工事費予定額
<b>調査票 - 2</b>	<b>住宅着工統計調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	建築工事届に係る建築物
客体数／母集団数	約60万棟（調査票1及び2の合計）
選定方法	全数
母集団情報	建築工事届に係る建築物の情報
配布・取集	都道府県調査
把握時	都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、同法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認

	済証を交付した日)
調査組織	国土交通省一都道府県一報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日
調査事項	1. 着工予定日、2. 工事の予定期間、3. 敷地の位置、4. 工事別（新設、その他の別）、5. 住宅の構造（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別）、6. 住宅の建築工法（在来工法、プレハブ工法、枠組壁工法の別）、7. 住宅の種類（専用住宅、併用住宅、その他の住宅の別）、8. 建て方（一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別）、9. 利用関係（持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の別）、10. 住宅の戸数、11. 住宅の床面積の合計、12. 新設住宅の資金（民間資金住宅、公営住宅、住宅金融支援機構住宅、都市再生機構住宅）、13. 建築を伴う除却住宅戸数、14. 建築を伴う除却住宅の利用関係（持家、貸家、給与住宅の別）
<b>調査票－3</b>	<b>建築工事費調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	建築工事届に係る建築物
客体数／母集団数	約10,000棟／約60万棟
選定方法	無作為抽出
母集団情報	建築工事届に係る建築物の情報
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	建築物の工事が完了した日
調査組織	国土交通省一民間事業者一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日
調査事項	1. 工事の変更、2. 工事の着工日、3. 工事の完了日、4. 実施床面積、5. 工事実施額

<b>【調査名】</b>	<b>農林業センサス</b>
承認年月日	令和2年2月18日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、農林業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。</p> <p>このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に農林業センサスの一環である「昭和30年臨時農業基本調査」として、農山村地域（農業集落）に関する調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、林業に関する調査が加えられた。</p> <p>平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」においては、新たに「農業サービス事業者調査」が加わるとともに、調査対象農業事業者の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化など、大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」においては、新たに「林業サービス事業者等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業者の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。</p> <p>また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」においては、農林業の基本的構造について、経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業者に係る調査を農林業経営体に係る調査に、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、更に林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。</p>
調査票の構成	1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村用） 3－農山村地域調査票（農業集落用）
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（概要：令和2年11月末、詳細：令和3年3月末以降）
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認</p> <p>2 主な承認内容は、宮城県丸森町における農林業経営体調査票の提出期限の1か月延長</p>
<b>調査票－1</b>	<b>農林業経営体調査票</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。）
客体数／母集団数	約141万経営体
選定方法	全数
母集団情報	農林業経営体調査客体候補名簿
配布・取集	【配布】調査員・職員・郵送、【取集】調査員・オンライン・職員・郵送
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月15日～令和2年2月28日（ただし、宮城県丸森町の提出期限は、令和元年東日本台風による影響のため、令和2年2月28日から同3月31日まで1か月延長）

調査事項	1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業労働力に関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、6. 農産物の販売金額等に関する事項、7. 農作業受託の状況に関する事項、8. 農業経営の特徴に関する事項、9. 農業生産関連事業に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、12. 林業労働力に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の委託及び受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
<b>調査票－2</b>	<b>農山村地域調査票（市区町村用）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市区町村
客体数／母集団数	約1,900市区町村
選定方法	全数
母集団情報	令和2年2月1日現在の市区町村
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和2年1月15日～2月28日
調査事項	総土地面積・林野面積に関する事項
<b>調査票－3</b>	<b>農山村地域調査票（農業集落用）</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
客体数／母集団数	約140,000集落
選定方法	全数
母集団情報	農林業センサス農業集落名簿
配布・取集	【配布】郵送・調査員・職員、【取集】郵送・オンライン・調査員・職員
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月1日～令和2年2月28日（ただし、左記の期間に未回収の調査票については、令和2年4月1日～6月30日の期間で調査員調査を行う。）
調査事項	1. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、2. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

<b>【調査名】</b>	<b>全国家計構造調査</b>
承認年月日	令和2年2月20日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課
目的	本調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>全国消費実態調査は、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として、昭和34年から実施してきたものであり、平成21年4月に統計法（平成19年法律第53号）が全面施行されたことに伴い、統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計（全国消費実態統計）を作成するための基幹統計調査として位置付けられた。</p> <p>令和元年度に実施する調査から、調査の名称を「全国消費実態調査」から「全国家計構造調査」に変更するとともに、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般を抜本的に見直している。</p>
調査票の構成	1－家計簿（10月分）（11月分）【基本調査】、2－世帯票【基本調査・簡易調査】、3－年収・貯蓄等調査票【基本調査・簡易調査】、4－家計調査世帯用票（二人以上の世帯）（単身世帯）【家計調査世帯特別調査】、5－個人収支簿【個人収支状況調査】
公表	インターネット及び印刷物（家計収支に関する集計（一部除く）：令和2年11月まで、その他の集計：令和3年以降順次）
備考	<p>1 今回の承認は、令和元年度に実施する調査についての変更承認</p> <p>2 承認内容は、令和元年東日本台風による影響のため、宮城県丸森町における調査期間を令和2年3月31日まで延長するもの</p>
<b>調査票－1</b>	<b>家計簿（10月分）（11月分）【基本調査】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	約40,000世帯／約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	令和元年10月及び11月の2か月間の実績
調査組織	総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和元年9月上旬～12月下旬
調査事項	収入及び支出に関する事項
<b>調査票－2</b>	<b>世帯票【基本調査・簡易調査】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	<p>【基本調査】約40,000世帯／約5300万世帯</p> <p>【簡易調査】約44,000世帯／約5300万世帯</p>
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	<p>【基本調査】調査員・オンライン</p> <p>【簡易調査】調査員・郵送・オンライン</p>
把握時	<p>【基本調査】令和元年10月1日現在</p> <p>【簡易調査】令和元年10月末日現在</p>
調査組織	総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者

調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和元年9月上旬～12月下旬（ただし、宮城県丸森町においては、令和元年東日本台風による災害の影響のため、令和2年3月31日まで期間を延長）
調査事項	世帯及び世帯員に関する事項、現住居に関する事項、現住居以外の住宅及び宅地に関する事項、毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額
<b>調査票－3</b>	<b>年収・貯蓄等調査票【基本調査・簡易調査】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【基本調査】約40,000世帯／約5300万世帯 【簡易調査】約44,000世帯／約5300万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	【基本調査】調査員・オンライン 【簡易調査】調査員・郵送・オンライン
把握時	令和元年10月末日現在
調査組織	総務省－都道府県－市町村－統計調査員（又は民間事業者）－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和元年9月上旬～12月下旬（ただし、宮城県丸森町においては、令和元年東日本台風による災害の影響のため、令和2年3月31日まで期間を延長）
調査事項	年間収入に関する事項、貯蓄現在高に関する事項、借入金残高に関する事項
<b>調査票－4</b>	<b>家計調査世帯用票（二人以上の世帯）（単身世帯）【家計調査世帯特別調査】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	約6,000世帯／約5300万世帯
選定方法	有意抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	令和元年10月末日現在（一部の項目については、令和元年10月及び11月の2か月間の実績）
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和元年9月上旬～12月下旬
調査事項	年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項、現住居以外の住宅及び宅地に関する事項等
<b>調査票－5</b>	<b>個人収支簿【個人収支状況調査】</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び世帯員
客体数／母集団数	約900世帯／約3500万世帯
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	令和元年10月又は11月の1か月間の実績
調査組織	総務省－都道府県－統計調査員－報告者
調査周期	5年
実施期間又は提出期限	令和元年9月上旬～12月下旬
調査事項	個人的な収入及び支出に関する事項、年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項

<b>【調査名】</b>	<b>自動車輸送統計調査</b>
承認年月日	令和2年2月21日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	本調査は、自動車輸送統計（自動車による貨物及び旅客の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく道路運送調査規則（昭和27年運輸省建設省令第1号）により、自動車の使用者は、「自動車輸送実績報告書」として自動車による旅客又は貨物の輸送状況を所管の運輸省に提出することとされており、これを基に輸送統計が作成されていたが、自動車の激増等により輸送状況をより迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号を作成するための調査として自動車輸送統計調査が開始された。</p> <p>その後、昭和39年に営業用バス全数調査及び路線トラック調査の追加、昭和62年に軽自動車を調査対象に追加する等の変更を行った。また、特別積合せトラック調査については、規制緩和（営業区域規制の廃止）に伴い、平成17年度以降休止した。平成22年10月から、地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査への変更を行うとともに、事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更などを行い、平成27年4月からは、他の陸上輸送及び海上輸送に関する統計調査との比較可能性の向上を図る観点から、輸送貨物の品目分類の見直しを行った。</p> <p>令和2年4月以降の調査については、結果精度の向上や報告者負担の軽減の観点から、営業用トラック調査及び旅客営業用バス調査にかかる報告者の選定方法及び数等の変更を行うとともに、一部調査票様式において、これまで郵送調査のみで調査を実施していた調査票の報告者に対し、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を新たに導入することとした。</p>
調査票の構成	1-第1号様式 2-第2号様式 3-第3号様式 4-第3号様式の2 5-第3号様式の3 6-第4号様式
公表	<p>【令和2年9月調査分まで】</p> <p>インターネット</p> <p>自動車輸送統計月報：調査月経過後2か月以内</p> <p>【令和2年10月調査分以降】</p> <p>インターネット</p> <p>自動車輸送統計月報（速報）：調査月経過後2か月以内</p> <p>自動車輸送統計月報（確報）：速報公表後速やかに</p> <p>インターネット及び印刷物</p> <p>自動車輸送統計年報：調査実施年度経過後6か月以内</p>
備考	<p>1 今回の承認は、令和2年4月調査分以降についての変更承認</p> <p>2 承認内容は、報告を求めるために用いる方法を変更（オンライン調査の拡大）するもの</p>
<b>調査票 - 1</b>	<b>第1号様式</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>貨物の輸送の用に供する自動車</p> <p>ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない</p> <p>ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車</p> <p>イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車</p> <p>ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車</p>

客体数／母集団数	1月、4月、7月及び10月：約9,800両、左記以外の月：約4,900両／約143万両
選定方法	自動車登録ファイル <sup>(注)</sup> 等に基づく車両単位による層化抽出(地域別、車種別(普通車については最大積載量区分別。))により調査対象の自動車を選定 (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき登録された自動車情報。
母集団情報	自動車登録ファイル等
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	国土交通大臣が指定する7日間
調査組織	国土交通省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調査事項	1. 自動車の種類、2. 主な用途、3. 最大積載量、4. 輸送回数、5. 輸送区間、6. 走行距離、7. 輸送貨物の重量、8. 輸送貨物の品目、9. 休車日数、10. 前各号に関連する事項
<b>調査票－2</b>	<b>第2号様式</b>
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	貨物の輸送の用に供する自動車 ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、事業用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、全ての自動車。 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。
客体数／母集団数	約9,700両／約631万両
選定方法	自動車登録ファイルに基づく車両単位による層化抽出(地域別、車種別)により調査対象の自動車を選定
母集団情報	自動車登録ファイル
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	国土交通大臣が指定する7日間
調査組織	国土交通省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調査事項	1. 自動車の種類、2. 最大積載量、3. 輸送回数、4. 輸送区間、5. 走行距離、6. 輸送貨物の重量、7. 輸送貨物の品目、8. 休車日数、9. 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、10. 前各号に関連する事項
<b>調査票－3</b>	<b>第3号様式</b>
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業のうち一以上の事業を営む事業所(ただし、乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る)。
客体数／母集団数	約4,400事業所
選定方法	全数
母集団情報	事業所台帳データ
配布・収集	郵送・オンライン
把握時	調査実施月の1か月間
調査組織	国土交通省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後



調 査 事 項	1. 輸送人員、2. 走行距離、3. 運行回数、4. 保有車両数、5. 前各号に関連する事項
<b>調 査 票 - 4</b>	<b>第3号様式の2</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車 ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車。 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。
客体数／母集団数	約1,000両（一般乗合：約800両、高速乗合：約200両）／約900事業所
選 定 方 法	道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所をそれぞれ用途別（一般乗合及び高速乗合）に選定（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。 選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定。
母 集 団 情 報	－
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	国土交通大臣が指定する3日間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、7. 前各号に関連する事項
<b>調 査 票 - 5</b>	<b>第3号様式の3</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車 ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車。 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。
客体数／母集団数	約900両／約3,900事業所
選 定 方 法	道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所情報に基づく事業所単位による層化抽出（地域別及び保有車両規模別）により調査対象の事業所を選定（ただし、いずれも乗車定員11人以上の事業用自動車を保有する事業所に限る）。 選定された事業所は、保有する自動車のうち、自動車登録番号の小さいものから1台選定する。ただし、前月に引き続き調査対象となった事業所においては、既に対象となった自動車を除き、自動車登録番号の小さいものから順に1台選定する。なお、すべての自動車が選定された場合には、再度同様の手順により選定。
母 集 団 情 報	－
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	国土交通大臣が指定する3日間

調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、 7. 前各号に関連する事項
<b>調 査 票 - 6</b>	<b>第4号様式</b>
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	旅客の輸送の用に供する自動車 ただし、次の自動車は、調査対象の範囲に含めない。 ア 軽自動車以外の自動車については、自家用自動車及び登録を受けない自動車。軽自動車については、自家用自動車及び検査対象外軽自動車。 イ 駐留軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有自動車。 ウ 自動車輸送統計作成上、調査の必要がないと思われる自動車。
客 体 数 / 母 集 団 数	約500両 / 約230,000両
選 定 方 法	自動車登録ファイル等に基づく車両単位による地域別層化抽出により調査対象の自動車を選定
母 集 団 情 報	自動車登録ファイル等
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	国土交通大臣が指定する3日間
調 査 組 織	国土交通省－民間事業者－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間満了の15日後
調 査 事 項	1. 乗車定員、2. 輸送回数、3. 輸送区間、4. 走行距離、5. 輸送人員、6. 休車日数、 7. 前各号に関連する事項

## 2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
航空旅客動態調査	令和2年2月7日	国土交通省航空局 航空ネットワーク部 空港計画課	国内航空旅客の流動パターン、旅行目的、個人属性等の基礎的調査を行うとともに、空港のアクセス・イグレスの実態、航空運賃の実態等の基礎的データについての調査を行うことにより、国内線航空旅客の流動特性を把握し、今後の空港整備のための基礎資料を得ること及び、陸、海、空にわたる総合的な交通体系の整備を進める上で重要な全国幹線旅客純流動調査の基礎的データとして、様々な視点からの幹線旅客流動の実態を明らかにすることを目的とする。	全国	1	590,000人	全数	調査員	2年及び 全国幹線 旅客純流 動調査が 実施される 年	調査年の10月及び11 月に国土交通省が設 定する調査日(平日・ 休日各1日)	
自動車燃料消費量調査	令和2年2月7日	国土交通省総合政 策局情報政策課交 通経済統計調査室	自動車から排出される温室効果ガス排出量を捉えるための基礎データとなる自動車の燃料消費量を把握することを目的とする。	全国	4	9,600両	無作為抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月10日	
石油輸入調査	令和2年2月10日	経済産業省資源エ ネルギー庁資源・燃 料部政策課	我が国の輸入原油について、油種、性状、供給源、輸送等の動態を把握し、行政施策の検討及び国際機関に対する報告のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	20社	全数	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月15日	
石油設備調査	令和2年2月10日	経済産業省資源エ ネルギー庁資源・燃 料部政策課	石油業者が有する貯油設備等の実態を調査し、石油設備に関する行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	4	200社	全数	郵送 オンライン FAX	2年	令和2年4月～5月	
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	令和2年2月20日	文部科学省生涯学 習政策局情報教育 課	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	33,563校	全数	オンライン	1年	毎年2月中旬～6月 中旬	
子供の学習費調査	令和2年2月25日	文部科学省総合教 育政策局調査企画 課	子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入、保護者・兄弟姉妹の状況等の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	53,400人	無作為抽出	郵送 オンライン	2年	令和2年9月上旬 令和3年1月中旬 令和3年5月上旬	
21世紀出生児縦断調査 (平成13年出生児)	令和2年2月28日	文部科学省総合教 育政策局調査企画 課  厚生労働省政策統 括官付参事官付世 帯統計室	21世紀の初年に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	2	64,000人	全数	郵送 オンライン	1年	毎年1月7日～2月 10日(ただし、令和2 年調査については、 2月28日～4月12 日) 毎年7月7日～8月 10日	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	京都府産農林水産物の需要等実態調査	令和2年2月3日	京都府農林水産部 流通・ブランド戦略課	飲食業者や食品製造業者における京都府産内農林水産物の潜在的なニーズや利用状況等を把握し、生産者と飲食業者及び食品製造業者とのマッチングや今後の施策展開に活用することを目的とする。	京都府全域	1	2,000施設等	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年1月28日～2月29日
	岐阜県ひきこもり等に関する状況調査	令和2年2月6日	岐阜県保健福祉部 保健医療課	岐阜県におけるひきこもり対策の諸課題への対応を含む施策展開のため、県内の全ての地域に配置されている民生委員・児童委員の協力を得て、担当している地区において現在把握している「ひきこもり状態にある者」の情報を質問紙調査により把握し、基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	2	3,978人	全数	郵送	1回限り	令和元年6月13日～8月末
	職域がん検診実施状況調査	令和2年2月6日	広島県健康福祉局 がん対策課	職域がん検診の実施状況を把握し、がん検診受診率向上対策に反映させることを目的とする。	広島県全域	1	3,000施設	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年2月14日～3月5日
	「食に関する指導」実施状況調査	令和2年2月17日	高知県教育委員会 事務局保健体育課	高知県の食に関する指導の実施状況を把握し、今後の食に関する指導の充実に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	310校	全数	オンライン	1年	毎年2月下旬～3月下旬
	学校給食栄養報告(年報)調査	令和2年2月17日	高知県教育委員会 事務局保健体育課	高知県の学校給食の実施状況を把握し、質の向上や内容を充実させるための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	3	85校	有意抽出	オンライン	1年	令和2年2月20日～3月27日
	ソーシャルファームに関する調査	令和2年2月19日	東京都産業労働局 雇用就業部就業推進課	人手不足が深刻化している状況においても、就労に困難を抱える方の労働市場、雇用環境は依然として厳しい状況である。 ソーシャルファームは就労に困難を抱える方を雇用する企業形態であり、欧州をはじめとした諸外国で普及してきている。東京都では、就労に困難を抱える方を受け入れる新たな枠組みであるソーシャルファームを普及・根付かせていくため、新たな条例を制定したところである。 このため、本調査は、都内企業等のソーシャルファームへの支援内容を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	1	350企業等	有意抽出	郵送	1回限り	令和2年2月17日～2月28日
	愛知県若年性認知症実態調査	令和2年2月19日	愛知県福祉局 高齢福祉課	愛知県における若年性認知症の内容及び家族等の実態を調査し、若年性認知症施策推進の基礎資料とすることを目的とする。	愛知県全域	1	約5,000施設	全数	郵送 オンライン FAX	1回限り	3月下旬～4月30日
	福祉基礎資料(心身障害児(者))	令和2年2月25日	千葉県健康福祉部 障害者福祉推進課	千葉県内の心身障害児(者)の状況を把握し、障害者福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	千葉県全域	2	54市町村	全数	オンライン	1年	毎年4月末頃～5月中旬
	秋田県職業能力開発に関するアンケート調査	令和2年2月26日	秋田県産業労働部 雇用労働政策課	秋田県内の事業所及び求職者の職業能力開発に関する意識等を把握することにより、今後の職業能力開発事業に関する長期計画の策定の基礎資料を得ることを目的とする。	秋田県全域	2	600事業所 500人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期	令和2年4月10日～6月末日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	大阪府「特定産業14分野に属する府内事業者」における外国人雇用に係るアンケート	令和2年2月27日	大阪府市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後、外国人労働者が増加することが予想されることから、府内事業者の外国人労働者の雇用実態や今後の受入れ希望などについて把握し、必要となる対応策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	1,564事業者	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月7日～10月28日
	大阪市外国人住民アンケート	令和2年2月27日	大阪府市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	近年、増加している外国籍住民や、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律による、外国籍住民の更なる増加に対応した受入環境の整備に向けて、必要となる対応策を検討するため、外国籍住民の生活環境についての実態や課題を把握することを目的とする。	大阪市全域	1	4,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年10月15日～11月4日
	北九州市自転車利用に関するアンケート調査	令和2年2月27日	北九州市建設局道路部道路維持課	自転車活用推進法第11条第1項の規定及び国・福岡県の自転車活用推進計画の策定を受け、北九州市自転車活用推進計画の策定にあたり、自転車利用に関する市民の意見を把握の上、計画に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和2年3月中旬～3月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	埼玉県職業能力開発調査	令和2年2月10日	埼玉県産業労働部 産業人材育成課	埼玉県内事業所が求めている人材、職種、技能等の 実態や動向を知ると共に、事業所の人材や職業能力 開発に対するニーズを把握し、埼玉県の産業人材育 成行政の基礎資料とするために実施する。	埼玉県全域	2	3,000社	無作為抽出	郵送	5年	令和元年12月6日～12 月27日
	奈良県子どもの生活に関 する実態調査(変更前:奈 良県ひとり親家庭等実態調 査)	令和2年2月14日	奈良県福祉医療部 こども・女性局こども 家庭課	奈良県の子どもの貧困対策が、より県民ニーズに寄り 添ったものとなるよう、県内の子どもとその家族の生活 状況、格差実態、及び各種支援制度の利用状況を調査 する。 併せて、県内の母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の実 態等も把握し、ひとり親世帯等の福祉において重点的 に取り組むべき課題を明確化する。	奈良県全域	2	5,997世帯	無作為抽出	郵送	5年	調査実施年の8月上旬 ～9月中旬 調査実施年の10月中旬 ～11月中旬
	生活習慣病予防支援シス テムに伴う生活習慣アン ケート調査	令和2年2月17日	岩手県環境保健研 究センター保健科学 部	岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増 進計画「健康いわて21プラン(第2次)」の評価及び生 活習慣病対策の基礎資料とする。	岩手県全域	3	353校 24,890人	有意抽出	調査員	1年	毎年9月末日 毎年10月末日
	高等学校卒業者の進路状 況調査	令和2年2月17日	埼玉県教育委員会 教育局教育総務部 教育政策課	埼玉県内高等学校卒業者の進路状況を調査し、教育 行政及び進路指導上の基礎資料を得ることを目的と する。	埼玉県全域	1	203校	全数	オンライン	1年	毎年3月下旬～5月中 旬
	福井県就業実態調査	令和2年2月17日	福井県産業労働部 労働政策課	就職支援施策に必要な不可欠な就業・不就業に関する データを蓄積し、就業改善のための基礎資料を得るこ とを目的とする。	福井県全域	1	800世帯	無作為抽出	調査員	毎月	翌月5日
	新規就農者相談会相談件 数調査(変更前の名称:相 談会出展報告調査)	令和2年2月17日	高知県農業振興部 農業担い手支援課	高知県及び高知県内外の民間団体が実施する就農 相談会に出展した団体における相談件数の管理及び 把握をすることにより、高知県内の農業関係機関が共 有するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	30団体	全数	職員 オンライン FAX	年10回程 度	毎年4月～翌年3月で 調査を行う都度、調査 当日～調査の最終日か ら10日後以内(令和2年 4月以降)
	東京都 多様な働き方に 関する実態調査(テレワーク)	令和2年2月19日	東京都産業労働局 雇用就業部労働環 境課	労働力人口の減少への対策や、育児・介護と仕事の 選択を迫られる状況の緩和等のため、テレワークの導 入が求められる一方で、テレワーク実施割合は一部大 企業を除き、低調にとどまっている。 そのような状況の中、東京都では、東京2020大会期 間中の交通混雑緩和や、ソフトレガシーとして多様なワ ークスタイルを定着させるため、東京2020大会までに企 業のテレワーク導入率35%という目標を掲げ、テレワ ークの推進に取り組んでいる。 東京2020大会によるテレワーク導入の効果を測定し、 今後の的確な施策展開の一助とするため、大会前後 (5月末、11月末)に2回調査を実施する。	東京都全域 (島しょを除く)	3	15,000企業 20,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	年2回	令和2年6月中旬 令和2年11月中旬
	大阪府産業廃棄物処理実 態調査	令和2年2月27日	大阪府環境農林水 産部循環型社会推 進室産業廃棄物指 導課	産業廃棄物を排出する事業者を対象にアンケート調 査を行うことなどにより、現況の大阪府域の産業廃棄 物の発生及び処理状況を把握し、またこれらに関する 将来予測を行うことにより、現行の大阪府廃棄物処理 計画の達成状況を確認するとともに、次期計画の策定 における基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域 (大阪市及び 堺市を除く)	4	17,431事業所	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和2年4月下旬～6月 下旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。